

# 定 款

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社 三共)

# 第 1 章 総 則

## (商 号)

- 第 1 条 当会社は、株式会社 SANKYO と称し、登記上はこれを株式会社三共と表示する。
- 2 当会社の英文社名は SANKYO CO., LTD. と称する。

## (目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 遊技機の製造および販売
- (2) 不動産賃貸業
- (3) ゴルフ場の経営
- (4) 建築工事、電気工事、電気通信工事、内装仕上工事、管工事の設計・施行  
・監理および請負
- (5) 前各号に附帯関連する事業

## (本店の所在地)

- 第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

## (機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

## (公告方法)

- 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、50,000 万株とする。

### (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名でなければならない。この場合株主または代理人は、その代理権を証する委任状を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

#### (議事録)

**第 17 条** 株主総会の議事録には、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、会社に保存する。

#### (電子提供措置等)

**第 18 条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

**第 19 条** 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 9 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

#### (取締役の選任)

**第 20 条** 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

**第 21 条** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条** 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
  - 3 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を選定することができる。

#### (取締役会の権限)

- 第 23 条** 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

#### (取締役会の招集および議長)

- 第 24 条** 取締役会は、取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### (取締役会の決議方法)

- 第 25 条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

**第 26 条** 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会規程)

**第 27 条** 取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

**第 28 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

**第 29 条** 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

### 第 5 章 監査等委員会

#### (常勤監査等委員)

**第 30 条** 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

**(監査等委員会の権限)**

**第 31 条** 監査等委員会は、法令またはこの定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

**(監査等委員会の招集)**

**第 32 条** 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

**(監査等委員会の決議方法)**

**第 33 条** 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

**(監査等委員会規程)**

**第 34 条** 監査等委員会に関するその他事項は、別に監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

## **第 6 章 会計監査人**

**(会計監査人の選任)**

**第 35 条** 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

**(会計監査人の任期)**

**第 36 条** 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

### (事業年度)

**第 37 条** 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

**第 38 条** 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

**第 39 条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。  
2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。  
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当の除斥期間)

**第 40 条** 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 59 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 59 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

